

IV. 抗菌薬適正使用支援チーム（AST） 運営規程

（名称）

第1条 本チームは、抗菌薬適正使用支援（AS：Antimicrobial Stewardship）を行うチームである（AST：Antimicrobial Stewardship Team）。

（目的）

第2条 個々の患者に対して最大限の治療効果を導くとともに有害事象をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療を最適化するようにするために、各科における抗菌薬の適正使用の支援を行う。

（構成員）

第3条

- 1 ASTは、次の構成員を持って構成する。
医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師

（業務）

第4条

- 1 抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者など、感染症治療の早期からのモニタリングを実施する。
- 2 届け出抗菌薬の使用事例への介入を行う。
長期投与（2週間超）、デ・エスカレーションの実施、投与経路の変更など
- 3 抗菌薬使用数の把握を行う。月単位の評価を前年同月や前月と比較し評価する。
- 4 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や血液検査、画像検査などの実施状況、初期選択抗菌薬の用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価する。必要に応じて主治医にフィードバックを行い、その旨を診療録に記載する。
- 5 アンチバイオグラムの作成を行う。
- 6 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。
- 7 抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を年2回程度実施する。
- 8 院内抗菌薬使用マニュアルの改訂を定期的に行う。
- 9 院内で使用する抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直しを行い、必要性の低い抗菌薬については使用中止等含め、薬事委員会で協議を行う。
- 10 抗菌薬適正使用支援加算を算定していない医療機関から必要時に抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける。

(具体的活動)

第5条 ASTは、以下の事項についての活動を行う。

1. 毎週月曜日に抗菌薬使用患者に対する事例検討を行う。

15時30分～16時00分

2. 毎月第2水曜日に毎月の抗菌薬使用数、微生物検出状況等について検討を行う。

15時30分～16時

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。